

事 務 連 絡

令和2年10月7日

住宅宿泊管理業者 各位

国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第二課

住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿への必要事項の記載の徹底については、「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」（別添）の配布等により、住宅宿泊事業者等が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、管理人が常駐していないことが多い民泊施設の特徴を悪用したと思われる、京都市内の複数の民泊施設を拠点に持続化給付金の不正受給の申請を繰り返していたとの事件報道がありました。身元確認が十分でない民泊施設が悪用されるケースがでてきているとの報道もあることから改めて宿泊者名簿への記載等を徹底し、民泊施設の適正な運営の確保をお願いいたします。

住宅宿泊管理業者宛ての連絡事項については随時、近畿地方整備局のホームページにもアップしていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

住宅宿泊管理業に関すること
近畿地方整備局 住宅宿泊管理業係
06-6942-1141

住宅宿泊管理業者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について

平成 30 年 6 月 15 日より住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が施行されたところである。

国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するためには、不特定多数の者が利用する住宅宿泊事業法に基づく届出住宅においては、同法第 36 条において準用する第 8 条第 1 項の規定により住宅宿泊管理業者が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項を正確に記載することを始めとする適正な運営の確保を徹底することが重要である。

ついては、警察庁から「住宅宿泊事業法の施行に伴う宿泊者名簿への記載等の徹底に関する依頼について」（平成 29 年警察庁丁備企発第 246 号・警察庁丁国テ発第 489 号）の要請を受けているところであり、下記の内容について留意の上、適切にご対応されたい。

記

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。
- 2 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えない。
- 3 営業者の求めにも関わらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 4 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無に関わらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。
なお、当該閲覧請求に応じた個人情報の提供は、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項第 4 号に基づく適正な措置であり、本人の同意を得る必要はないものと解される。